

熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成24年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中各区役所区民課長、各総合出張所長、龍田出張所長及び芳野分室長の項を各区役所区民課長、各総合出張所長及び芳野分室長の項とし、河内総合出張所長の項及び芳野分室長の項を削り、同表各まちづくりセンター所長の項第1号から第4号までの規定中「こと」の次に「（中央区まちづくりセンター所長、河内まちづくりセンター所長及び城南まちづくりセンター所長を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（提出理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき熊本市教育委員会が市長の補助機関たる職員に補助執行させる事務に関し必要な規定の整備等をするため、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事

務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成24年教育委員会規則第4号）新旧対照表

改正後（案）		現行	
<p>熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則〔教育政策課〕</p> <p style="text-align: right;">平成24年1月26日 教委規則第4号</p> <p>熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成20年教委規則第12号）の全部を改正する。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、熊本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員に補助執行させることに關し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（事務の内容）</p> <p>第2条 教育委員会は、次の表の左欄に掲げる市長の補助機関たる職員に同表右欄に掲げる事務を補助執行させる。ただし、当該事務のうち、教育長及び教育次長の執行する事務であったものについてはその上司である局長又は区長に、熊本市教育委員会事務局事務専決規程（平成28年教育長訓令第2号）において次の各号に掲げる者の専決であったものについてはその上司である当該各号に定める者に補助執行させる。</p> <p>(1) 教育委員会事務局各部長 部長</p> <p>(2) 教育委員会事務局各課長 課長又はまちづくりセンター所長</p>		<p>熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則〔教育政策課〕</p> <p style="text-align: right;">平成24年1月26日 教委規則第4号</p> <p>熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成20年教委規則第12号）の全部を改正する。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、熊本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員に補助執行させることに關し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（事務の内容）</p> <p>第2条 教育委員会は、次の表の左欄に掲げる市長の補助機関たる職員に同表右欄に掲げる事務を補助執行させる。ただし、当該事務のうち、教育長及び教育次長の執行する事務であったものについてはその上司である局長又は区長に、熊本市教育委員会事務局事務専決規程（平成28年教育長訓令第2号）において次の各号に掲げる者の専決であったものについてはその上司である当該各号に定める者に補助執行させる。</p> <p>(1) 教育委員会事務局各部長 部長</p> <p>(2) 教育委員会事務局各課長 課長又はまちづくりセンター所長</p>	
<p>労務厚生課長</p>	<p>教育委員会関係職員（市立学校の教育職員、市立小学校及び市立中学校の学校栄養職員並びに市立小学校、市立中学校及び市立特別支援学校の事務職員を除</p>	<p>労務厚生課長</p>	<p>教育委員会関係職員（市立学校の教育職員、市立小学校及び市立中学校の学校栄養職員並びに市立小学校、市立中学校及び市立特別支援学校の事務職員を除</p>

	く。)の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当に係る届の認定に関する事。
生涯学習課長	(1) 生涯学習の推進に係る企画及び実施に関する事。 (2) 社会教育に関する諸施策の企画及び実施に関する事。 (3) 社会教育委員に関する事。 (4) 公民館の設置及び廃止に関する事。 (5) 公民館の総括に関する事。 (6) 関係教育機関との連絡及び調整に関する事。
文化振興課長	文化財の保護及び活用並びに埋蔵文化財の発掘調査に関する事。
文化振興課埋蔵文化財調査室長	埋蔵文化財の発掘調査に関する事。
スポーツ振興課長	(1) 熊本市立学校施設使用条例施行規則(平成14年教委規則第9号)第2条第2項に定める夜間開放に関する事。 (2) 熊本市旧学校利用施設条例(平成29年条例第12号)第2条に定める施設の開放(夜間に限る。)に関する事。
各区役所区民課長、各総合出張所長及び芳野分室長	学齢児童生徒に係る転入学通知書の作成、交付及び通知に関する事。
各区役所総務企画課長	(1) 熊本市立学校施設使用条例施行規則第5条第1項に定める夜間開放学校施設の使用許可に関する事。 (2) 熊本市旧学校利用施設条例第2条に定める施設の

	く。)の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当に係る届の認定に関する事。
生涯学習課長	(1) 生涯学習の推進に係る企画及び実施に関する事。 (2) 社会教育に関する諸施策の企画及び実施に関する事。 (3) 社会教育委員に関する事。 (4) 公民館の設置及び廃止に関する事。 (5) 公民館の総括に関する事。 (6) 関係教育機関との連絡及び調整に関する事。
文化振興課長	文化財の保護及び活用並びに埋蔵文化財の発掘調査に関する事。
文化振興課埋蔵文化財調査室長	埋蔵文化財の発掘調査に関する事。
スポーツ振興課長	(1) 熊本市立学校施設使用条例施行規則(平成14年教委規則第9号)第2条第2項に定める夜間開放に関する事。 (2) 熊本市旧学校利用施設条例(平成29年条例第12号)第2条に定める施設の開放(夜間に限る。)に関する事。
各区役所区民課長、各総合出張所長、 龍田出張所長 及び芳野分室長	学齢児童生徒に係る転入学通知書の作成、交付及び通知に関する事。
各区役所総務企画課長	(1) 熊本市立学校施設使用条例施行規則第5条第1項に定める夜間開放学校施設の使用許可に関する事。 (2) 熊本市旧学校利用施設条例第2条に定める施設の

	<p>使用許可に関すること（西区役所総務企画課長に限る。）。</p> <p>(3) 各区内公民館の連絡及び調整並びに生涯学習支援に関すること。</p>		<p>使用許可に関すること（西区役所総務企画課長に限る。）。</p> <p>(3) 各区内公民館の連絡及び調整並びに生涯学習支援に関すること。</p>
【削る。】		河内総合出張所長	熊本市立学校施設使用条例施行規則第5条第1項に定める夜間開放学校施設のうち、河内小学校及び河内中学校の使用許可に関すること。
【削る。】		芳野分室長	熊本市立学校施設使用条例施行規則第5条第1項に定める夜間開放学校施設のうち、芳野小学校及び芳野中学校の使用許可に関すること。
各まちづくりセンター 所長	<p>(1) 生涯学習支援に関すること（中央区まちづくりセンター所長、河内まちづくりセンター所長及び城南まちづくりセンター所長を除く。）。</p> <p>(2) 公民館の管理及び運営に関すること（中央区まちづくりセンター所長、河内まちづくりセンター所長及び城南まちづくりセンター所長を除く。）。</p> <p>(3) 公民館の使用許可に関すること（中央区まちづくりセンター所長、河内まちづくりセンター所長及び城南まちづくりセンター所長を除く。）。</p> <p>(4) 公民館の事業の企画及び実施に関すること（中央区まちづくりセンター所長、河内まちづくりセンター所長及び城南まちづくりセンター所長を除く。）。</p> <p>(5) とみあい図書館の図書、記録、郷土資料、地方行政資料、刊行物その他必要な資料の収集、整理、保存及び廃棄に関すること（富合まちづくりセンター所長に限る。）。</p> <p>(6) とみあい図書館サービスに関すること（富合まち</p>	各まちづくりセンター 所長	<p>(1) 生涯学習支援に関すること。</p> <p>(2) 公民館の管理及び運営に関すること。</p> <p>(3) 公民館の使用許可に関すること。</p> <p>(4) 公民館の事業の企画及び実施に関すること。</p> <p>(5) とみあい図書館の図書、記録、郷土資料、地方行政資料、刊行物その他必要な資料の収集、整理、保存及び廃棄に関すること（富合まちづくりセンター所長に限る。）。</p> <p>(6) とみあい図書館サービスに関すること（富合まち</p>

	づくりセンター所長に限る。)。 (7) とみあい図書館事業の企画及び実施に関すること (富合まちづくりセンター所長に限る。)。		づくりセンター所長に限る。)。 (7) とみあい図書館事業の企画及び実施に関すること (富合まちづくりセンター所長に限る。)。
各交流室長	(1) 生涯学習支援に関すること。 (2) 公民館の管理及び運営に関すること。 (3) 公民館の使用許可に関すること。 (4) 公民館の事業の企画及び実施に関すること。 (5) 五福小学校プールの管理及び運営に関すること (五福交流室長に限る。)。	各交流室長	(1) 生涯学習支援に関すること。 (2) 公民館の管理及び運営に関すること。 (3) 公民館の使用許可に関すること。 (4) 公民館の事業の企画及び実施に関すること。 (5) 五福小学校プールの管理及び運営に関すること (五福交流室長に限る。)。
<p>(協議)</p> <p>第 3 条 前条の規定により補助執行させる事務のうち、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則 (昭和 2 7 年教委規則第 6 号) 第 1 条各号のいずれかに該当するもの及び特に重要であると認められるものについては、事前に教育長との協議を行わなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第 4 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、関係機関との協議により別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。</p>		<p>(協議)</p> <p>第 3 条 前条の規定により補助執行させる事務のうち、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則 (昭和 2 7 年教委規則第 6 号) 第 1 条各号のいずれかに該当するもの及び特に重要であると認められるものについては、事前に教育長との協議を行わなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第 4 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、関係機関との協議により別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。</p>	

附 則

この規則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。